**２０２５年度町田市新商品・新サービス開発事業補助金**

**募集要領**

市内事業者の新たな商品またはサービスの開発を支援するため、その開発及び開発に係る実証実験の実施に要する経費に対して、２００万円を上限に補助します。これにより、市内事業者の新たな事業分野の開拓や新技術の導入、また町田市トライアル発注認定商品の認定制度に向けた“チャレンジ”を支援します。

**１　概要**

（１）対象者

次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者※とします。

①市内に住民登録を有する個人事業者又は市内を納税地とする法人であること

②３か月以上事業を営んでいること

③市税を完納していること

※　中小企業基本法第２条第１項に該当する中小企業者。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主な業種 | 資本金額又は出資総額 | 常時使用する従業員数 |
| 製造業・建設業・運輸業など | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | １００人以下 |
| サービス業 | ５,０００万円以下 | １００人以下 |
| 小売業 | ５,０００万円以下 | ５０人以下 |

（２）補助対象事業

・市内中小企業者が単独又は他企業等と連携して行う、新たな商品・サービス※１の開発及び開発に際し国内で行う実証実験※２とします。

・対象事業は、交付決定の日から原則２０２６年２月２８日までに実施するものとします。

※１　新商品・新サービスについて、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

①販売実績のない商品・サービス、または既に販売している商品・サービスの改良をすること

②新規性が高く、優れた使用価値を有していること

③技術の高度化や生産性の向上、あるいは市民生活の利便の増進に寄与すること

※２　新たな商品若しくはサービスの市販化又は技術の実用化に係る技術的・社会的な課題を検証するために実社会で適切な方法を用いて行う試験を指します。

（３）補助対象経費

次の条件を満たす補助対象経費一覧に掲げる経費です。

1. 補助対象事業としての決定を受けた事業実施に必要となる経費
2. 原則交付決定の日から２０２６年３月３１日までに支払いが完了する経費
3. 使途、単価、数量等の確認が可能な経費（実績報告時に支払を証する書類が提出可能な経費）

【補助対象経費一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 人件費 | ・商品の開発及び実験の実施に必要となる技術指導を受ける場合に要する専門家等への謝礼  ・実験に参加するモニター等、協力者への謝礼  ・商品の開発及び実験に参加するスタッフの人件費（時間単価×従事時間）  ※時間単価＝（基本給＋諸手当）÷１６０  ↑諸手当には、時間外、賞与は含まない  　※直近３か月以内の給与明細を元に算出 |
| 消耗品費 | ・商品の開発及び実験に必要となる消耗品等購入に係る経費 |
| 通信運搬費 | ・商品の開発及び実験に必要な機材等の運搬にかかる経費  ※設置が必要な機器等はその設置費も含む |
| 手数料 | ・道路使用許可申請、倫理審査等、実験に必要な手続きにかかる手数料  ※開発した商品・サービスの特許取得等にかかる経費は、補助対象外 |
| 保険料 | ・安全対策にかかる各種保険料 |
| 委託料 | ・商品の開発に必要なマーケティング、市場調査等を外注・委託する場合に要する経費  ・商品の開発及び実験に必要な作業等の一部について、 大学、試験研究機関、外部の事業者等に外注・委託する場合に要する経費  ※量産に該当するもの、汎用性の高いもの、開発及び実験の主体が委託先となるものは、補助対象外  ・保安要員人件費等、実証実験実施に関する安全対策に要する経費 |
| 使用料及び賃借料 | ・実験の実施に必要な会場借上料、施設使用料  ・商品の開発及び実験に必要な機器のレンタル料、システム使用料、データ使用料 |
| 原材料費 | ・商品の開発及び実験に直接使用する原料、材料、副資材に要する経費  ※量産に使用するものは補助対象外 |
| その他 | 【前各項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用】  （例）  ・商品の開発及び実験に必要な燃料費  ・商品の開発及び実験で使用する設備に係る光熱水費  ・商品の開発及び実験に必要な機器、資料等の購入費  ※実験当日に使用する機器等または実験当時に使用する新商品等の作成に使用する機器等であること。実験後は、補助対象事業者の施設内に設置すること。  ※量産に使用するもの、汎用性の高いものは補助対象外 |

◆補助対象外となる例

・契約から支払の手続きが、補助金交付決定日より前に行われている場合

・事業に使用しない原材料、消耗品、備品、燃料を購入した場合（補助対象期間終了時点で未使用のものを含む）

・見積書、契約書（受発注書）、納品書、請求書、領収書等の帳票類に不備がある場合、または紛失等により帳票類の確認ができない場合

・備品等の購入時に、ポイントカード等によるポイントを利用した場合

・同一事業同一内容で、国や東京都等から助成を受けている場合

（４）補助率

**補助対象経費の１／２**

（５）補助額

**上限２００万円**

※　１，０００円未満切り捨て

（６）採択件数

６件程度　　※書類審査及び選考懇談会により決定します。

補助金活用のメリット

◆市広報にて事業の周知

補助対象事業者について、事業終了後、市が作成するパンフレットや町田市ホームページへの掲載などにより、広くＰＲします。

◆関係機関との実証実験用フィールド調整、協力

補助対象事業者が実証実験で市内公共施設や協力企業が有する施設などを使用する場合、必要に応じて調整・協力します。

◆町田市トライアル発注認定事業への審査優遇

補助対象事業者が次年度以降、当補助事業を活用して市場に投入した商品を、町田市トライアル発注認定制度に申請した場合、同制度の書類審査基準を満たしたこととします。

※　申請時、対象者確認のため、当補助金に関係する書類（市への提出書類、市からの送付書類等）を求めることがあります。

**２　申請**

（１）申請期間

**２０２５年４月１日（火）～２０２５年５月１６日（金）　※必着**

　【受付時間】

　　平日８：３０～１７：００（最終受付１６：３０）

（２）申請方法

申請書類一式を揃えた上で、郵送または持参にてご提出してください。

＜町田市新商品・新サービス開発事業補助金　申請書類提出先＞

〒１９４－８５２０

東京都町田市森野２－２－２２

町田市経済観光部産業政策課

（３）申請書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 提出書類 | 部数 |
| １ | **町田市補助金等交付申請書（第１号様式）（指定様式）** | １部 |
| ２ | **事業実施計画書（指定様式）** | １部 |
| ３ | **収支予算書（指定様式）**  ※収入と支出の金額が同額となるように作成してください。 | １部 |
| ４ | **事業実施に係る経費が確認できる見積書**  ※申請日時点で有効期限内のものをご提出ください。  ※１件の契約金額が１００万円を超える場合、見積もりは２社以上必要です。  ※人件費についても見積が必要です。 | １部 |
| ５ | **直近の決算書類の写し（貸借対照表、損益計算書及び個別注記表）**  ※創業して1年未満の事業者については、事業の成果がわかる書類をご提出ください。  （例）月別試算表、売上元帳　等 | １部 |
| ６ | **事業実態が確認できるもの**  **法人の場合**  **履歴事項全部証明書**  **個人の場合　①及び②の両方**  **①住民票　②開業届、営業許可証、パンフレット等のいずれか**  ※　履歴事項全部証明書又は住民票は発行後３ヶ月以内のもの。  ※　書類はすべて写し（コピー）でも可。 | 各１部 |
| ７ | **法人の場合　会社概要　個人の場合　事業概要（指定様式）** | １部 |
| ８ | **市税の完納証明書**  （町田市庁舎２階　市民税課２０７の窓口で発行しています）  ※　発行後３ヶ月以内のもの。コピー可。 | １部 |
| ９ | **町田市新商品・新サービス開発事業補助金申請書類チェックシート** | １部 |

※　申請書など、申請に必要な書式は、町田市ホームページ（下記リンク又はＱＲコード）からダウンロードできます。また、産業政策課窓口で申請書類を配布しております。

（URL：https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/yushi/jisshoujikken.html）



（４）申請に関する注意事項

①申請書類は、原則Ａ４サイズ、片面印刷で提出してください。

②申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出を求めること、確認の連絡をすることがございます。

③ご提出いただいた申請書類はお返しいたしませんので、予めご了承ください。

④審査結果に関するお問合わせには一切応じかねますので、予めご了承ください。

⑤補助金の支払いは事業の完了をもって行います。スケジュールを十分に考慮して申請してください。

⑥補助対象事業について、市職員が事業期間中又は事業終了後に訪問することがございます。

⑦交付決定を受けた事業について、内容を大幅に変更する場合、事前に市の承認が必要です。

**３　申請受付後の流れ**

（１）書類審査（５月下旬～６月）

申請書類をもとに、専門機関による書類審査を行います。審査通過者には、選考懇談会の日程と場所を電子メールで通知します。

（２）選考懇談会（７月）

申請者による新商品・新サービスのプレゼンテーション及び専門家との質疑を行っていただきます。

＜審査基準＞

①「新規性・独自性」　　　　　②「市場性・有用性」

③「社会貢献性」　　　　　　　④「実現可能性・将来性」

⑤「事業計画の妥当性」

（３）交付決定

選考懇談会の結果を踏まえて、２０２５年８月頃に交付決定通知又は不交付通知を送付します。

（４）事業実施

交付決定を受けてから原則２０２６年２月２８日までに事業を実施していただきます。

※　実証実験実施に際し、許可が必要な場合（「**道路占用許可証**」「**消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書**」等）、事業実施前に許可証の写し（コピー）を提出すること。

（５）事業実績報告・補助金支払

事業終了後は、原則１ヶ月以内に実績報告書を提出していただきます。最終締め切りは２０２６年３月３１日までです。報告書類の内容を確認後、補助金をお支払いします。

＜実績報告書の提出について＞

事業終了後、以下の書類を提出していただくことで、補助金の支払いを行います。

・町田市補助事業等実績報告書（指定様式）

・事業実施報告書（指定様式）

・事業を実施したことが確認できる写真

・補助対象経費を支払ったことを確認できる資料

※　領収書等の、支払者・支払日・支払金額がわかるもの

**４　よくある質問**

**【制度について】**

**Ｑ１．対象となる事業はどのようなものですか？（具体例）**

Ａ１．①開発している商品の試作品を作成する

②これまでにないサービスを展開するためのシステムを開発する

③開発中の非接触・非対面によるサービスの利用者の反応を調査するため、市場調査を実施する

④開発中のセンサーの精度を高めるため、市内の施設で試運転する

といった新たな商品やサービスの開発や効果を検証する事業が対象となります。

**Ｑ２．他企業と連携して開発をしています。連携先が市外事業者の場合、対象となりますか？また、連携先が大企業の場合、対象となりますか？**

Ａ２．連携先が市外事業者でも対象となります。また、連携先が大企業でも対象となります。

**Ｑ３．消費税分は補助対象になりますか？**

Ａ３．対象になります。消費税を含んだ経費が補助対象経費です。

**Ｑ４．創業者は対象となりますか？**

Ａ４．申請日時点で３か月以上事業を営んでいる方が対象となります。

**Ｑ５．新商品・新サービスの開発のみ、実証実験のみの申請は可能ですか？**

**開発と実証実験どちらも行う必要がありますか？**

Ａ５．開発のみ、実証実験のみ、それぞれの申請が可能です。

**Ｑ６．特許の取得等に必要な経費は対象となりますか？**

Ａ６．補助対象外です。「町田市中小企業者特許権等取得支援制度」をご利用ください。

**Ｑ７．前年度に新商品・新サービス開発事業補助金の交付を受けている場合、今年度も申請は可能ですか？**

Ａ７．別の開発事業を申請することが可能です。同じ商品・サービスの開発を事業とする場合は対象外ですが、前年度に開発、今年度に実験を行うといった内容の場合、対象となります。

**【開発及び実験内容について】**

**Ｑ８．開発にあたり、補助対象期間内に製品化する必要がありますか？**

Ａ８．補助対象期間内に開発が完了する必要はありますが、製品化は必須条件ではありません。ただし、事業実施計画書へは、製品化までのスケジュールをご記入ください。

**Ｑ９．実証実験を行うにあたり、商品サンプルが複数必要です。補助対象外要件の“量産”になりますか？**

Ａ９．実証実験に必要な商品サンプルを複数作成することは、補助対象外要件の量産には該当しません。販売目的で複数作成することを量産としています。

**Ｑ１０．実証実験を行うにあたり、効果測定の専門機関（都立産技研等）に委託したいと考えています。この場合、対象となりますか？**

Ａ１０．対象となります。その場合、事業実施計画書に、どの機関に、どのような効果測定を委託するのか、明確に記載してください。

**Ｑ１１．実証実験を行うにあたり、実験場所が他市の場合、対象となりますか？**

Ａ１１．対象となります。実験場所は国内が対象です。

**Ｑ１２．実験の実施に伴い、収益が生じた場合、どのような取り扱いとなりますか？**

Ａ１２．補助対象経費の総額から収益を引いた額が補助対象経費となります。



＜町田市新商品・新サービス開発事業補助金　問い合わせ先＞

〒１９４－８５２０

東京都町田市森野２－２－２２

町田市経済観光部産業政策課

電話：０４２－７２４－３２９６

ＦＡＸ：０５０－３１０１－９６１５

メール：keizai010@city.machida.tokyo.jp